

新座市子ども・子育て 支援事業計画

平成27年度～平成31年度

概要版



平成27年2月
新座市

新座市子ども・子育て支援事業計画 概要版

(平成27年度～平成31年度)

平成27年2月

発行／新座市

編集／新座市福祉部子育て支援課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

TEL 048-477-1111(代表)

URL <http://www.city.niiza.lg.jp/>

1 計画について

計画策定の背景

国では待機児童解消、子育てしやすい社会の形成、質の高い幼児教育・保育を提供するという、さらなる子育て支援施策の充実を図るため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度からは同法に基づく新制度の教育・保育サービスが提供されます。

本市でも、平成27年度から新制度が始まることから、「新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

計画の対象

本計画の対象は、新座市に居住する全ての子ども（18歳未満の児童）及びその保護者、出産予定のある市民、地域における子育て支援活動を行う市民とします。

提供区域

本計画では、民生委員・児童委員協議会の活動区域や地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域である、6区域を基本とします。

北部第二地区
中野、大和田、新座、北野

北部第一地区
東北、東、野火止5~8丁目

西部地区
新堀、西堀、あたご、本多、菅沢、野火止1~4丁目

東部第二地区
畑中、馬場、栄、新塚

南部地区
石神、栗原、堀ノ内

東部第一地区
池田、道場、片山、野寺

2 計画の基本理念

「新座市次世代育成支援行動計画」の基本理念である「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を継承し、子育てをしやすいまちづくりを進めます。

基本理念

「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」へ

子育てを応援する
「地域」へ

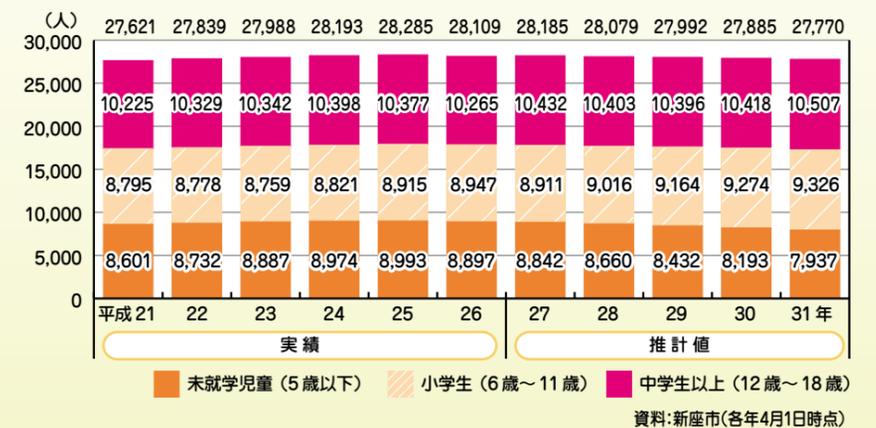
子と共に成長する
「親」へ

健やかに成長する
「子ども」へ

3 新座市の子ども達の状況

これまでとこれからの子ども達の人数

総児童数は平成25年度までは微増傾向でしたが、平成26年度以降は緩やかに減少する見込みです。



保育園の待機児童数

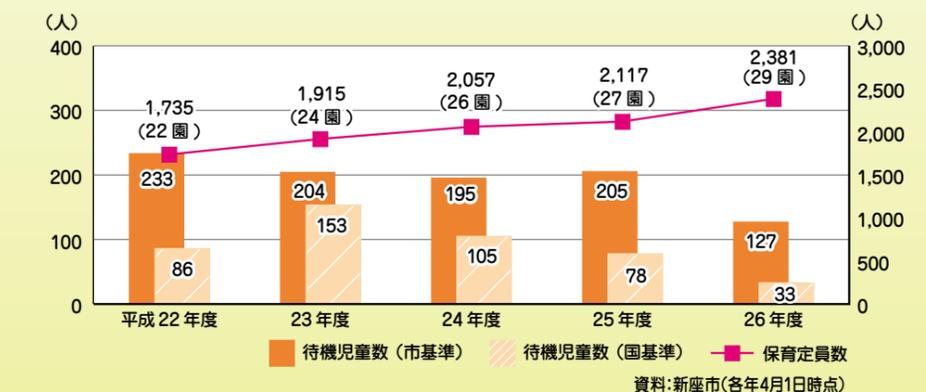
保育園の整備とともに待機児童数は年々減少しています。待機児童数は平成26年度では、国基準^{※1}で33人、市基準^{※2}で127人となっています。

※1 待機児童数(国基準)

保育園申込者で、保育園に入園できない児童数から保護者が育児休業中の児童等を除いた児童数

※2 待機児童数(市基準)

保育園申込者で、児童の保育状況に関わらず保育園に入園できない全児童数



4 計画の全体像



子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ

基本目標1 すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

本市に生まれ育つ全ての子どもが必要な教育・保育を受けることができるよう、また、親が安心して子どもを預け、仕事と子育ての両立が図れるよう、様々な子育て支援サービスの量及び質の向上を図ります。

また、妊産婦や新生児の健康や障がい児支援など、多面的なサポートを必要とする親子に対して、関係機関と連携をとり、子どもが健やかに育つことができる環境を整備します。



施策

- 1 特定教育・保育事業
- 2 地域子ども・子育て支援事業
- 3 子どもの育ちを応援する事業
- 4 児童虐待防止に向けた取組
- 5 障がい児施策の充実に向けた取組

主な事業

- 幼稚園長時間預かり保育補助事業／保育園における幼児教育の充実
- 教育・保育事業及び地域子育て支援サービスに関する情報提供の充実
- 児童相談の充実／こども医療費の助成／乳幼児健康診査の充実
- 新座市要保護児童対策地域協議会／CAPプログラムの実施
- 保育・教育相談の充実／児童発達支援センターの設置

基本目標2 すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために



子育て中の親が、子育てに対して抱く不安や負担感を軽減するため、子育てに関する知識やノウハウ等を学べる機会を充実させます。

また、就労している保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、企業や市民に対して働き方に関する啓発を行うとともに、出産等を機に離職した母親などが再び就職しやすい環境を整備します。

施策

- 1 親になるための学習支援
- 2 仕事と子育ての両立の推進
- 3 ひとり親家庭の自立支援推進
- 4 子育て中の親の就職支援

主な事業

- 子育て講座／パパママ学級／育児学級／父子手帳の配布
- 男性の育児休業取得の推進／男女共同参画意識の啓発
- 児童扶養手当／ひとり親自立支援プログラム策定事業
- 求人情報相談の充実／職業能力開発のための講座・講習会の充実

基本目標3 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

地域全体で子育て家庭や青少年を見守ることができるよう、関係する組織・団体を中心としてネットワーク化を拡充するとともに、親子が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりや親子が気軽に立ち寄り、利用することができる施設の拡充を図ります。

また、子どもが犯罪に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりを進めます。



施策

- 1 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 2 青少年を支援する取組
- 3 安心して外出できる環境の整備
- 4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

主な事業

- 子育てサークル等への活動の支援／新座っぴわーあっぷくらぶ事業
- 青少年市民会議の推進／いじめ等青少年の問題行動対策事業
- 児童遊園、公園の整備・充実／赤ちゃんの駅
- 健全育成対策の充実／情報モラル教育の推進

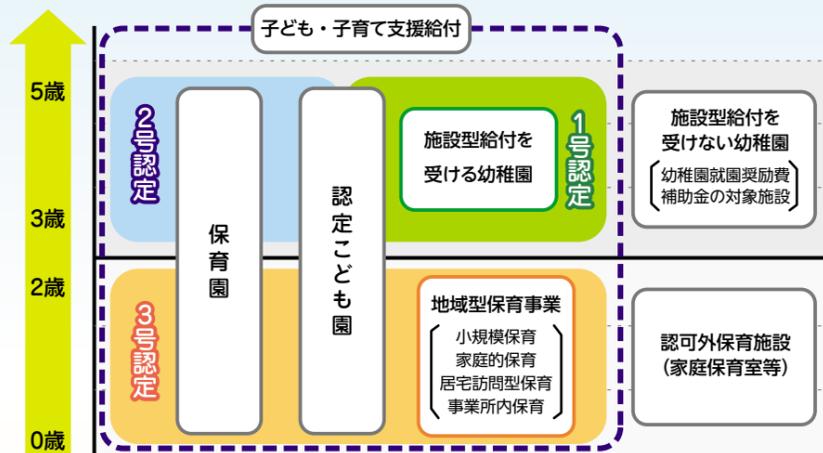
5 子ども・子育て支援事業の数値目標

「子ども子育て支援新制度」は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2本柱で成り立っています。

子ども・子育て支援給付(特定教育・保育事業)

「子ども・子育て支援給付」は、「施設型給付(幼稚園、保育園、認定こども園)」と「地域型保育給付(地域型保育事業)」の2つで構成されます。各施設を利用するためには教育・保育の利用希望に基づいて、支給認定を受ける必要があります。

なお、施設型給付を受けない幼稚園や認可外保育施設を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。



学校教育にかかる施設型給付(1号認定)

幼稚園及び認定こども園の利用拡大のため、預かり保育の拡大、認定こども園の移行促進などに取り組んでいきます。

	平成27年度	平成31年度
量の見込み [a]	3,584	3,269
提供体制 [b]	3,782	3,690
見込みと提供体制の差 [b-a]	198	421



保育にかかる施設型給付(2・3号認定)

2号認定の子ども(保育を必要とする3歳~5歳の子ども)については、幼稚園における預かり保育の拡大等により、3号認定の子ども(保育を必要とする0歳~2歳の子ども)については、小規模保育事業の活用等により、待機児童解消に取り組んでいきます。

	平成27年度	平成31年度	
2号認定	量の見込み [a]	1,394	1,246
	提供体制 [b]	1,585	1,585
	見込みと提供体制の差 [b-a]	191	339
3号認定	量の見込み [a]	1,476	1,326
	提供体制 [b]	1,347	1,347
	見込みと提供体制の差 [b-a]	▲129	21



地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、右記の13事業で構成されます。利用できる方や利用方法、利用者の負担についてはサービスにより異なります。

13事業のうち、次の3事業について紹介します。

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査事業
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) ファミリー・サポート・センター事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童保育事業
- (12) 実費徴収に係る補給給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

利用者支援事業

平成27年度に市役所子育て支援課窓口で実施し、段階的に市内の地域子育て支援拠点へ展開していきます。

設置か所数



地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

新座市次世代育成支援行動計画から引き続き、平成31年度までに各小学校区に1か所の設置(計17か所)を目指します。

設置か所数



放課後児童保育事業

各保育室の大規模化・狭あい化の対策として、平成31年度末までに施設の新設、改修、余裕教室の活用等により、整備を行います。

利用者数



6 計画の推進・進捗管理

本計画は、年度ごとに計画の進捗状況をとりとめ、その結果や課題等について、子育て支援の関係者で構成される「新座市子ども・子育て会議」に諮り、意見・提案をいただきながら管理・推進を行っていきます。